

社会福祉団体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉団体に対して交付する補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉団体が更生保護活動又は奉仕活動として行う事業の発展を支援するため補助金を交付し、もって社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金対象)

第3条 本補助金の対象となる団体（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げる団体その他これに準ずると市長が認める団体とする。

(補助金対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う事業に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額の10分の10以内で算定し、予算の範囲内において交付する。

(補助対象期間)

第6条 本補助金の対象期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第7条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税仕入控除税額等」という。）がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

- (1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。

- (3) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の社会福祉団体事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

1	鳥取保護区保護司会
2	鳥取県更生保護給産会
3	鳥取県更生保護観察協会

別記様式（第7条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第受 第 号で交付決定のあった社会福祉団体事業補助金について、社会福祉団体事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

- (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
- (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
- (4) 特定収入割合がわかる書類